

神戸市 FCV・EV 普及促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燃料電池自動車（FCV）及び電気自動車（EV）の導入に要する経費の一部を神戸市が国と協調して補助することにより、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向け、燃料電池自動車及び電気自動車の普及を促進し、自動車から排出される二酸化炭素の排出削減を図ることを目的とする。神戸市 FCV・EV 普及促進補助金の交付については、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「自動車検査証」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証をいう。
- (2) 「燃料電池自動車」とは、四輪以上であって、搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、第5号に規定する事業用自動車は除く。
- (3) 「電気自動車（軽自動車を除く）」とは、四輪以上であって、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、第4号に規定する電気自動車（軽自動車）及び第5号に規定する事業用自動車は除く。
- (4) 「電気自動車（軽自動車）」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車）で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの）であって、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用せず、自動車検査証の交付を受けた四輪以上の自動車をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、第5号に規定する事業用自動車は除く。
- (5) 「事業用自動車」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車（第7号に規定するリース事業者が貸渡しを行う場合を含む）をいう。
- (6) 「リース契約」とは、燃料電池自動車、電気自動車（軽自動車を除く）又は電気自動車（軽自動車）の所有者が貸主となって、当該自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該自動車を使用収益する権利を与え、借主は、貸主に対し、当該自動車の使用料その他の費用（以下「リース料金」という。）を支払う契約をいう。
- (7) 「リース事業者」とは、リース契約その他市長がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、燃料電池自動車、電気自動車（軽自動車を除く）又は電気自動車（軽自動車）の貸付等を行うものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、燃料電池自動車、電気自動車（軽自動車を除く）若しくは電気自動車（軽自動車）を購入又はリース契約等により導入する事業とする。ただし、導入する台数は、一事業者若しくはリース契約等の借主となる一事業者が10台、燃料電池自動車を導入する個人が1台を上限とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業主。ただし、公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人及び次に掲げる事業者を含まない。
 - ア 自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者）
 - イ 自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者）
 - ウ 自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者）
- (2) 神戸市内に居住する個人。ただし、燃料電池自動車を導入する場合に限る。
- (3) 第1号又は前号に対して貸出するために補助対象車両を購入するリース事業者。ただし、使用者への還元について、補助金相当額分がリース料金に反映されるリース事業者に限る。

(補助対象車両)

第5条 補助の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす車両とする。

- (1) 前年度2月24日から当該年度（交付申請を行う年度）2月23日（土・日・祝は、その前の開庁日）までに経済産業省による「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付額確定通知を受けること。
- (2) 初度登録時から、神戸市内の次に掲げる場所に使用の本拠の位置を置き、主として市内を走行すること。
 - ア 補助対象者が前条第1号の場合は、申請者が有する事務所若しくは事業所又は賃貸借契約により申請者が借り受ける駐車場等
 - イ 補助対象者が前条第2号の場合は、自宅又は賃貸借契約により申請者が借り受ける駐車場等
 - ウ 補助対象者が前条第3号であって前条第1号に貸出する場合は、使用者の事務所若しくは事業所又は賃貸借契約により使用者が借り受ける駐車場等
 - エ 前条第3号において前条第2号に貸出する場合は、使用者の自宅又は賃貸借契約により使用者が借り受ける駐車場等
- (3) 当該年度の兵庫県環境部補助金における次世代自動車導入補助事業の補助対象車両であること。ただし、個人が導入する燃料電池自動車を除く。

(補助金の額等)

第6条 市長は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 この補助金の額等は、別表によるものとする。

(交付申請兼実績報告)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を補助対象車両1台ごとに、当該年度の3月7日(土・日・祝は、その前の開庁日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 国の補助を受けたことを証する書類(補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書)の写し
- (3) 法人にあっては、登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(リース契約等にあっては、リース事業者及び使用者のもの)の写し(発行後3か月以内のもの)
- (4) 個人事業主にあっては、前年分の確定申告書B(リース契約等にあっては、リース事業者及び使用者のもの。新規開設で確定申告をしたことがない事業者は、税務署に届出た個人事業の開業・廃業等届出書)の写し(税務署の受付等が確認できるもの)
- (5) 法人又は個人事業主にあっては、神戸市内に事務所若しくは事業所を有することを確認できる書類
- (6) 個人にあっては、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住民票の写し等)の写し
- (7) 見積書等(車両本体価格が明記されているもの)の写し
- (8) 契約内容が確認できる書類(購入契約書等。リース契約等にあっては、車両本体の購入契約書及び自動車賃貸借契約書等)の写し
- (9) 経費の支払いを証する書類(領収書等。リース契約等にあっては、車両本体の購入に係る領収書等)の写し
- (10) 自動車検査証の内容が確認できる書類(自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し等)
- (11) リース事業者にあっては、貸与料金の算定根拠明細書
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表に定めるところにより交付決定及び補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書(様式第2号)により補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行なうため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行なうものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査により補助金の交付が不相当であると認めたときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金規則第10条又は第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(財産の処分の制限)

第 10 条 補助対象者は、補助金の交付により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、第 3 項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 前項で規定する財産処分制限期間は、補助金の交付を決定した日から 4 年とする。

4 補助対象者は、第 2 項の処分をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 財産処分承認申請書（様式第 5 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、前項の申請に対し、財産処分承認・不承認書（様式第 6 号）により補助対象者に通知するものとする。

6 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 2 項の処分時から財産処分制限期間に相当する分を、次の各号のいずれかを満たす場合を除き、期限を定めて返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(1) 取得財産が自然災害により使用不能となり廃棄処分した場合

(2) 補助対象車両の購入にあつては補助対象者、リース契約等にあつては使用者の過失が無い事故により、取得財産が使用不能となり廃棄処分した場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

7 前項の処分時から財産処分制限期間に相当する額は、補助金交付額に、財産処分制限期間に対する残存日数（財産処分制限期間から経過日数を差し引いた日数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。なお、1 年を 365 日で計算する。

(帳簿の保存義務)

第 11 条 補助対象者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 7 月 18 日から施行する。

別表 補助金の額等（第6条及び第8条関係）

	補助金の額	補助金の上限額	
		通常	条件付き車両 ^{※2}
燃料電池自動車	国補助金 ^{※1} 交付額の 1/3	26 万円	29 万円
電気自動車（軽自動車を除く）	国補助金 ^{※1} 交付額の 1/3	18 万円	24 万円
電気自動車（軽自動車）	国補助金 ^{※1} 交付額の 1/3	9 万円	11 万円

※1 経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

※2 外部給電器、V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100V、1500W）から電力を取り出せる機能を有しているもの。ただし、令和5年4月1日以降に初度登録を行った電気自動車（乗用自動車^{※3}に限る）については、トップランナー制度の対象となるもの^{※4}に限る。

※3 自動車検査証の用途欄の記載が乗用であるもの。

※4 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき、対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めているもの。

(様式第1号)

年 月 日

神戸市長宛

神戸市FCV・EV普及促進補助金交付申請書

神戸市FCV・EV普及促進補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者（補助対象者）

住 所	〒	
事業者名		
代表者名	(役職)	(代表者氏名)
「日本標準産業分類※」における細分類 (リースの場合は車両の使用者の分類)		

※【参考】総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

(本申請に係る連絡先) ※申請者と同じ場合は記入不要

住 所	〒	
日中の連絡先		
E-mail		
担当者名	(部署)	(担当者氏名)

(振込先口座)

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()	
口座番号		
口座名義	(フリガナ)	(漢字)

※ 口座名義は、補助対象者と同一の名義であること。

2. 補助事業に関する事項

補助対象事業の実績	別紙 FCV・EV導入実績報告書のとおり
補助金の交付申請額	円

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国の補助を受けたことを証する書類（補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書）の写し (2) 【法人の場合】登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（リース契約等の場合は、リース事業者及び使用者のもの）の写し（発行後3か月以内のもの） (3) 【個人事業主の場合】前年分の確定申告書B（リース契約等の場合は、リース事業者及び使用者のもの。新規開設で確定申告をしたことがない事業者は、税務署に届出た個人事業の開業・廃業等届出書）の写し（税務署の受付等が確認できるもの） (4) 【法人又は個人事業主の場合】神戸市内に事務所若しくは事業所を有することを確認できる書類 (5) 【個人の場合】本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票の写し等）の写し (6) 見積書等（車両本体価格が明記されているもの）の写し (7) 契約内容が確認できる書類（購入契約書等。リース契約等の場合は、車両本体の購入契約書及び自動車賃貸借契約書等）の写し (8) 経費の支払いを証する書類（領収書等。リース契約等の場合は、車両本体の購入に係る領収書等）の写し (9) 自動車検査証の内容が確認できる書類（自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し等） (10) 【リース事業者の場合】貸与料金の算定根拠明細書 (11) その他市長が必要と認める書類
---------	---

(様式第1号別紙)

FCV・EV 導入実績報告書

1. 補助対象車両の導入

購入・リースの別	購入 ・ リース
使用の本拠の位置	神戸市 区
自動車の種別	
用途	乗用 ・ 貨物 ・ その他 ()
メーカー名・車名	
車検証の初度登録日	年 月 日
購入日又はリース契約の開始日	年 月 日
【リース契約の場合】契約の終了日	年 月 日
【リース契約の場合】使用者の名称	
【リース契約の場合】使用者の住所	〒

2. 補助対象事業に係る経費

①車両本体価格等		円
②経済産業省による補助金の金額		円
③補助金交付申請額 (②×1/3※) ※上限額は下表参照	(千円未満切り捨て)	円
自己資金額 (①-②-③)		円

【参考】補助金の額等

	補助金の上限額	
	通常	条件付き車両※
燃料電池自動車	26万円	29万円
電気自動車(軽自動車を除く)	18万円	24万円
電気自動車(軽自動車)	9万円	11万円

※ 外部給電機能を有する車両。ただし、令和5年4月1日以降に初度登録を行った電気自動車(乗用自動車)については、トップランナー制度の対象である車両に限る。

(様式第2号)

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市 FCV・EV 普及促進補助金交付決定通知書
兼補助金の額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸市 FCV・EV 普及促進補助金を交付することを決定し、補助金の額を確定したので下記のとおり通知します。

記

補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記神戸市FCV・EV普及促進補助金交付申請書に記載のと おり
補助金等の額	円
交付の条件	神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市FCV・EV普及 促進補助金交付要綱を遵守すること。

(様式第3号)

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市 FCV・EV 普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る補助対象事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

2. その他

(様式第4号)

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市 FCV・EV 普及促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助金等の額	円
取消の理由	
その他	

(様式第5号)

年 月 日

神戸市長宛

神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので申請します。

記

1. 申請者

住 所	〒
事業者名	
代表者名	(役職) (代表者氏名)

2. 処分の詳細

処分しようとする財産の明細	
処分の内容	
処分しようとする理由	
その他必要な事項	
添付書類	<ul style="list-style-type: none">補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写しその他市長が必要と認める書類

(様式第6号)

(公印省略)

第 号

年 月 日

様

神戸市長

神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る財産処分（承認・不承認）書

年 月 日付で財産処分承認申請のあった神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産の処分を下記のとおり（承認します・不承認とします。）

記

処分しようとする財産の明細	
処分の内容	
処分しようとする理由	
その他必要な事項	
（承認・不承認）とする理由	